

令和元年度埼玉県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）に係る募集要項

1 目的

ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させることを目的とします。

2 実施機関、日程及び会場

(1) 実施機関

公益財団法人 介護労働安定センター埼玉支部

(2) 日程・会場

[講義・演習]

日程	日付	会場
第1日	9月3日(火)	北浦和カルタスホール 第1、2会議室
第2日	9月5日(木)	
第3日	9月6日(金)	
第4日	9月9日(月)	
第5日	9月11日(水)	
第6日	9月12日(木)	
第7日	9月18日(水)	
第8日	9月19日(木)	
第9日	9月26日(木)	
第10日	11月5日(火)	

会場：北浦和カルタスホール

さいたま市浦和区北浦和1-7-1 京浜東北線・北浦和駅東口から徒歩5分

[職場実習]

日程：令和元年9月27日(金)～令和元年11月4日(月)のうち18日間

場所：原則として各受講者が所属する職場

- ※ 講義第9日に課題を設定し、各受講者が所属する職場においてその達成を目指して実習を行います。
- ※ 研修期間中に介護の現場に勤務する予定のない方は、「自己の設定した課題の達成をめざす実習」であることを十分に理解した上で、実習先を自己の責任において研修申込前に確保し、実習先の了解を得てください。

3 定員

40名(定員を超える申込みがあった場合、受講いただけない場合があります。御了承ください。)

4 受講対象者

以下の要件すべてに該当する方

- ①介護保険施設又は事業所等において介護業務に5年以上従事した経験を有する者
- ②認知症介護実践研修(実践者研修)*を修了後1年以上経過している者

*旧痴呆介護実務者研修(基礎課程)を含む。

5 内容

別紙「埼玉県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)標準カリキュラム」を参照

6 受講料

18,000円 / 1名

7 申込方法

受講申込みは、申込者の状況により以下の3つの受講枠に区分されます。

①優先枠

「4 受講対象者」の要件を満たし、指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）が短期利用共同生活介護を行うために本研修の修了が必要な者

※ 優先枠での受講申込みには市町村長の推薦を要します。

②一般枠

「4 受講対象者」の要件を満たし、埼玉県内（さいたま市を除く）の介護保険施設又は事業所等の業務に従事している者（予定を含む）。

③その他枠*

「4 受講対象者」の要件を満たすが、さいたま市又は埼玉県外の介護保険施設又は事業所等の業務に従事している者（予定を含む）。

*③その他枠については、定員に空きがある場合にのみ受講対象とします。

(1) 必要書類

- ・受講申込書（①優先枠で申込みの場合：様式1-1号）
（②一般枠で申込みの場合：様式1-2号）
（③その他枠で申込みの場合：様式1-3号）
- ・認知症介護実践研修（実践者研修）又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了証書の写し

(2) 申込先、申込締切日

①優先枠

申込先：事業所所在地（開設予定を含む。以下同じ。）の市町村等（熊谷市、深谷市、寄居町の場合は、大里広域市町村圏組合。以下同じ。）担当課

申込締切日：令和元年8月6日（火）

②一般枠、③その他枠

申込先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当あて

※ 封筒に「認知症介護実践研修(実践リーダー研修)書類在中」と御記載ください。

申込締切日：令和元年8月13日（火）

8 受講決定

優先枠の申込者は、事業所所在地の市町村等を通じて申込者全員に通知します。

一般枠・その他枠の申込者は、郵送にて申込者全員に通知します。

受講可となった方には、その際に日程・会場案内等の詳細を併せてお知らせします。

9 修了認定

(1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や研修指導者の注意に従わない場合には受講の取消し又は修了を認めない場合があります。

①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げるような行為

③研修態度が好ましくない場合

（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り等）

- (2) 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポートの提出を求めるか、又は修了を認めない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 全カリキュラム(全日程)を修了した方に、研修最終日に修了証書を交付します。
遅刻、早退、欠席が生じないように十分に御注意ください。
また、修了証書は再発行いたしませんので大切に保管してください。

10 就任報告書(優先枠で受講される方のみ対象となります。)

本募集要項による「優先枠」は、指定認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)が短期利用共同生活介護を行うための厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生省告示第96号)において、本研修の修了を必要とする役職に就任される方を対象に、受講機会確保のため特別に設けている受講枠です。

この趣旨を踏まえ、「優先枠」で受講した方には、予定されていた役職に就任後、「埼玉県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)に係る就任報告書(様式第5号)」を事業所所在地の市町村を通じて提出していただきます。就任報告書の提出が無い事業所については、今後「優先枠」での申込みをお断りすることもありますのであらかじめ御承知おきください。

11 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 納入された受講料は、原則として返金できません。
- (3) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに御連絡ください。優先枠でお申し込みの場合は、推薦市町村にも御連絡ください。
- (4) 研修受講の際は、県及び研修実施機関からの受講上の諸注意を遵守してください。
- (5) 駐車場の確保はしておりませんので、研修会場への来場は公共交通機関を御利用ください。

12 本件に係る問合せ先

担当：埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 森田
電話：048-830-3251(担当直通)

(別紙)

埼玉県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)標準カリキュラム

講義・演習56時間(3,360分) 実習:職場実習4週間(課題設定420分、実習のまとめ420分含む)

教科名	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割と研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	・研修の位置づけ ・科目のねらいと概要 ・自己課題と研修目標の設定	60分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	認知症の原因となる疾患別の容態、薬物治療、対応方法等に関する最新かつ専門的な知識を理解する。	・認知症の原因疾患と発生機序、疾患別の中核症状と行動・心理症状(BPSD)、合併しやすいその他の症状・認知症の診断基準、検査、原因疾患別の鑑別、若年性認知症の特徴、MCIの診断基準・認知症治療薬や行動・心理症状(BPSD)に適応のある薬物の主な作用機序と副作用、非薬物的介入法の開発状況 ・認知症の原因疾患毎の特徴を踏まえた上での対応のポイントや留意点 ・認知症の告知、若年性認知症に関わる社会的な課題、ターミナルケア等の課題	120分	講義・演習
(2) 認知症ケアに関する施策の動向と地域展開	地域包括ケアシステムにおける認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できるための知識を修得する。	・認知症に関連する制度と施策の変遷 ・最新の認知症施策に関する概要 ・各施策や制度の実際の動向と地域への施策展開	240分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) 認知症介護実践リーダーの役割	チームの構築や活性化のため、実践リーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることの自覚を促す。	・チームにおける実践リーダーの役割 ・チーム運用と活性化の方法 ・チームづくりの技法(方針の決定、システムづくり、コミュニケーション等の調整)	180分	講義・演習
(2) チームにおけるケア理念の構築方法	チームにおけるケア理念の必要性を理解し、ケア理念の構築とチーム内の共有化を図るための運用・展開方法を修得する。	・チームにおけるケア理念の必要性 ・チームにおけるケア理念の構築方法 ・チームにおけるケア理念の展開と運用方法	240分	講義・演習
(3) 実践者へのストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして実践者のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	・チームケアにおけるストレスマネジメントの方法 ・ストレスの仕組みと対処法 ・組織のメンタルヘルス対策と実践者への支援方法	180分	講義・演習

埼玉県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)標準カリキュラム

教科名	目的	内容	時間数	区分
(4) チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、カンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現することができる。	・カンファレンスの意義や目的 ・カンファレンスの種類や方法 ・演習によるカンファレンスの実施プロセスの体験	240分	講義・演習
(5) 認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践	多職種や同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	・認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 ・認知症ケアにおけるチームの特徴や役割分担の方法 ・多職種や同職種間でのケアの目標や情報の共有方法、認知症ケアにおける効果的な連携方法	180分	講義・演習
(6) 職場内教育(OJT)の方法の理解と実践Ⅰ(運用法)	認知症ケアの質の向上における人材育成の方法を理解し、特に職場内教育(OJT)の種類、特徴を踏まえた実際の運用方法を修得する。	・人材育成の理論、方法 ・職場内教育(OJT)の特徴 ・職場内教育(OJT)の実施方法(計画の作成・指導・評価)	240分	講義・演習
(7) 職場内教育(OJT)の方法の理解と実践Ⅱ(技法)	実践者への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	・職場内教育(OJT)における指導技法の必要性 ・職場内指導におけるコーチング、スーパービジョン、面接の理論と技法	420分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 認知症ケアの指導の基本的視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解する。	・認知症ケアの実践者に必要な知識、技術、態度の理解 ・実践リーダーに必要な基本的態度 ・認知症ケアの指導に必要な視点(倫理、権利擁護、食事、入浴等の指導)	60分	講義・演習
(2) 認知症ケアに関する倫理の指導	認知症ケアにおける倫理的課題の解決方法を理解するとともに、実践リーダーとして必要な認知症ケアの倫理の考え方や指導方法について理解する。	・倫理的課題の解決方法 ・終末期ケアの倫理 ・リスクマネジメントにおける倫理 ・職業倫理(利用者ーケア提供者の関係) ・研究倫理	120分	講義・演習
(3) 認知症の人への介護技術指導(食事・入浴・排泄等)	実践者が適切な介護を行うため、食事・入浴などの基本的な生活場面において実践者に必要なアセスメントの視点や介護技術を評価するための考え方や指導方法を理解する。	・認知症の人の食事・入浴などの介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度 ・実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法 ・実践事例を踏まえた指導課題の明確化、指導目標の設定、指導方法	240分	講義・演習
(4) 認知症の人の行動・心理症状(BPSD)への介護技術指導	実践者が適切な介護を行うため、認知症の人の行動・心理症状(BPSD)に対する介護に必要なアセスメントの視点や介護の技術を評価するための考え方や指導方法を理解する。	・行動・心理症状(BPSD)への介護の目的と目的達成に必要な知識、術、態度 ・実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法 ・実践事例を踏まえた指導課題の明確化、指導目標の設定、指導方法	180分	講義・演習

埼玉県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)標準カリキュラム

教科名	目的	内容	時間数	区分
(5) 認知症の人の権利擁護の指導	認知症の人の権利擁護に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。認知症ケアにおけるリスクマネジメントの指導の視点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人の権利擁護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度の理解 ・認知症の人の権利擁護に関する知識や技術の評価の視点と方法 ・認知症の人の権利擁護に関する指導方法 ・認知症の人の生活リスクを低減するためのリスクマネジメント指導の必要性 	240分	講義・演習
(6) 認知症の人の家族支援方法の指導	認知症の人の家族支援に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人の家族支援に関する基本的態度や必要な知識、技術の理解 ・認知症の人の家族支援に関する実践者の知識や技術の評価の視点と方法 ・認知症の人の家族支援に関する指導方法 	180分	講義・演習
(7) 認知症の人へのアセスメントとケアの実践に関する指導	認知症の人の生活の質を向上させるため、アセスメントやケアの実践に関する評価方法や指導方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人の生活の質を向上させるための基本的態度や知識、技術の理解 ・認知症の人へのアセスメントやケアの実践に関する評価方法 ・認知症の人へのアセスメントやケアの実践に関する指導方法 	240分	講義・演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 自施設実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、自施設の実践者の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの指導の実習の目標設定 ・実践者の認知症ケアの能力を評価するための観点とその方法 	420分	講義・演習
(2) 自施設実習	研修で学んだ内容を生かして、自施設の実践者の認知症ケアの能力の評価、課題の抽出、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの能力の評価、課題の抽出、課題に応じた指導目標の設定、指導方法に関する指導計画の作成 ・作成した指導計画に基づいた指導の実践 	18日	実習
(3) 結果報告	自施設実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の課題分析・報告 	420分	講義・演習
(4) 自施設実習評価		<ul style="list-style-type: none"> ・実習評価 	上記に含む	講義・演習

様式第1-2号

令和元年度埼玉県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）受講申込書（一般枠）

令和__年__月__日

埼玉県福祉部地域包括ケア課長あて

事業所運営“法人”名：

代表者職氏名：

法人印

以下のとおり申し込むことを承認します。

また、この者の身体介護業務に従事した期間が、年か月以上^{注1}であることを確認しています。また、当事業所での身体介護業務に従事した期間は年か月です。

私は、以下のとおり受講を希望します。（自署）

ふりがな：

氏名：

印

1 受講希望者について

生年月日	昭和・平成	年	月	日生	年齢	歳	性別	男・女
------	-------	---	---	----	----	---	----	-----

※修了済みの研修（該当する研修に☑）^{注2}

<input type="checkbox"/> 認知症介護実践研修（実践者研修）	修了日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）				

2 研修期間中の所属等

所属の名称			
所属の住所			
介護保険 事業所番号		職名	
事業所電話番号	()		

3 本申込に係る担当者連絡先

担当者氏名 ^{注3}	電話番号	()
---------------------	------	-----

4 受講決定通知送付先

宛先	
住所	〒

注1. 所属長は、身体介護業務の従事期間（他の事業所での経験を含む）が5年以上であることを確認した上で承認すること。

注2. 修了証書の写しを添付すること。

注3. 担当者が受講申込者自身である場合にも記入すること。

令和元年度埼玉県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）受講申込書（その他枠）

令和__年__月__日

埼玉県福祉部地域包括ケア課長あて

私は、以下のとおり受講を希望します。（自署）

ふりがな

氏名

印

1. 受講申込者の情報

生年月日	昭和・平成	年	月	日生	年齢	歳	性別	男・女
------	-------	---	---	----	----	---	----	-----

※修了済みの研修（該当する研修に☑）^{注1}

<input type="checkbox"/> 認知症介護実践研修（実践者研修）	修了日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）				

2. 身体介護の従事経歴

身体介護業務に従事した期間は、□年□か月以上^{注2}です。

なお、詳細は以下のとおりです。

従事期間	サービスの種類	事業所名	職種	職名
年 月 ～ 年 月				
年 月 ～ 年 月				
年 月 ～ 年 月				

3. 研修期間中の所属等

所属の名称				
所属の住所				
介護保険 事業所番号		職名		
事業所電話番号	()			

4. 本申込に係る担当者連絡先

担当者氏名 ^{注3}	電話番号	()
---------------------	------	-----

5. 受講決定通知送付先

宛先	
住所	〒

注1. 修了証書の写しを添付すること。

注2. 5年以上であること。

注3. 担当者が受講申込者自身である場合にも記入すること。